

赤十字ボランティア向けの保険です

2021 年度

赤十字ボランティア保険のご案内

賠償責任保険
ボランティア活動保険

保険期間 1年

ボランティア活動中のケガや第三者への賠償責任を補償します。

『一般的のボランティア活動中』はもちろん、『災害時における防災ボランティア活動中』の天災危険によるケガも補償するなど、赤十字ボランティア向けの内容です。



すべての赤十字ボランティアがご加入できます!

保険契約者／日本赤十字社 取扱代理店／日赤振興会

本保険の特長

1 本制度の契約形態

本制度は、赤十字ボランティアが加入対象者となり、ボランティア個人を被保険者として日本赤十字社が一括して損保ジャパンと締結する団体契約です。

赤十字ボランティア向けの充実した補償内容です。



2 加入対象者

すべての赤十字ボランティア（赤十字奉仕団員・青少年赤十字メンバー・防災ボランティア等）と青少年赤十字等指導者。

3 対象となる活動

日本国内のすべてのボランティア活動（研修会や会議等も含みます。）。

※有償で行われる活動は含まれませんのでご注意ください。

●なお、以下のようなボランティア活動は対象となりません。

- 自発的な意志に基づく活動とは考え難いもの
(例)●道路交通法違反者への行政処分としてのボランティア活動
- 団体構成員の相互扶助や親睦を主目的とする活動
(例)●自治会・町内会として行う活動、当番制・輪番制で行う清掃活動等
- 有償のボランティア活動
(例)●報酬が時給・日給で支払われる場合
●社会福祉施設などのボランティア活動でボランティアが給料や報酬を受けている場合

4 保険期間

2021年10月1日午前0時から2022年9月30日午後12時までの1年間

（中途で加入される場合には、支部または施設が加入申込みと着金を受けた日の翌日午前0時から2022年9月30日午後12時までの期間になります。なお、中途加入時の保険料も年間保険料と同額になります。）

5 補償内容

- ・ボランティア活動中のケガ（死亡・後遺障害、入院、手術、通院）
- ・ボランティア活動中の第三者への法律上の賠償損害（身体賠償事故の場合は治療費、休業損失、慰謝料など、財物賠償事故の場合は修理費など）
- ・万一の捜索救助活動費用、救援者の交通費、宿泊費等
- ・災害時における防災ボランティア活動中の天災危険（地震、噴火、津波）を含む偶然な事故によるケガ

※この場合の補償対象活動は、「災害救助法に基づき指定された市区町村およびそれに隣接する区域内で行われるもの」となります。

- ・ボランティア活動中、人格権を侵害したことによる第三者への法律上の賠償損害（慰謝料など）

・ボランティア自身の特定感染症^{*}も補償

※「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

2021年5月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

6 保険金お支払いの対象となる事故例

(1)傷害事故…ボランティアがボランティア活動中に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

※「O-157」「サルモネラ菌」「ぶどう球菌」「ボツリヌス菌」等による「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も補償の対象です。

※「特定感染症」も補償の対象です。

特定感染症により死亡した場合は死亡保険金の支払対象外ですが、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。

※「熱中症」も補償の対象です。

〔ボランティア活動中〕



会員の募集活動中に転倒してケガをした



ボランティア活動中に施設の階段を踏み外しぱをした



ボランティア活動に向かう途中交通事故にあった



豪雨災害の救護活動中に足を滑らせケガをした



台風災害の救護活動中に看板が飛来し、ケガをした



地震の救護活動中に天災危険にありケガをした(注)

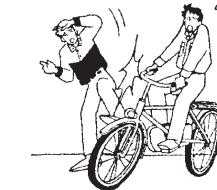
(2)賠償事故…ボランティアがボランティア活動中に偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に保険金額の限度内で保険金をお支払いします。また人格権の侵害により、法律上の賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。



ボランティア活動中に運搬中の荷物を落とし、第三者にケガをさせた



水上安全法の指導上のミスにより、受講者がケガをした



ボランティア活動中に自転車で誤って第三者にケガをさせた

(注)この場合の補償対象活動は、「災害救助法に基づき指定された市区町村およびそれに隣接する区域内で行われるもの」となります。

7 保険金額および保険料(掛金)^(注5)

※中途加入時の保険料も年間保険料と同額です。また、中途解約による保険料の払い戻しはしません。

団体割引20%^(注4)、保険期間1年

	Aタイプ	Bタイプ
(1)傷害事故 ^(注1)		
①死 亡 ^(注2)	500万円	1,000万円
②後 遺 障 害	500万円～20万円	1,000万円～40万円
③入 院 日 額	4,000円	6,500円
④通 院 日 額	2,500円	3,500円
⑤手 術 保 険 金	入院中の手術：40,000円 外来の手術：20,000円	入院中の手術：65,000円 外来の手術：32,500円
(2)賠償事故		
身体財物共通 ^(注3)	(限度額) 3億円 (期間中) 300万円	(限度額) 3億円 (期間中) 300万円
人 格 権 侵 害		
(3)救援者費用	(期間中) 50万円	(期間中) 100万円
保険料(1名につき)	290円	480円

*活動場所と自宅との往復途上も対象となります。自宅以外の場所から出発する場合は、その場所と活動場所の往復途上となります。

(注1)傷害事故の保険金は、健康保険、政府労災保険、加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

(注2)特定感染症により死した場合は死亡保険金の支払対象外ですが、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。

(注3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用をお支払いします。賠償金額の決定については事前に損保ジャパンの承認が必要です。なお、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

(注4)団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(注5)申込みに際しまして原則1口の申込となり、AタイプもしくはBタイプのいずれかの1口の加入となります。

8 お支払いする保険金の主な内容と保険金をお支払いできない主な場合

赤十字ボランティア保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この保険は、ボランティア活動保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者：日本赤十字社
- 保険期間：2021年10月1日前0時から2022年9月30日午後12時までの1年間となります。
- 申込締切日：2021年8月31日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。
- 加入対象者：日本赤十字社の登録を受けた赤十字ボランティア(赤十字奉仕団員・青少年赤十字メンバー・防災ボランティア等)および(被保険者)青少年赤十字指導者
- お手続き方法：パンフレットの「加入手続きと保険料のお支払い」に記載しておりますのでご確認ください。
- 中途加入：保険期間の中途での加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、支部または施設が加入申込みと着金を受けた日の翌日午前0時から2022年9月30日午後12時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口である日本赤十字社の支部・施設までご連絡ください。(解約保険料は発生しませんので、ご留意ください。)
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

(傷害事故について)

被保険者が日本国内で行うボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故(以下、「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害(以下、「傷害」といいます。)に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。

●保険期間(責任)：開始前の事故(傷害・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

●上記「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。

●地震、噴火、津波およびこれらに随伴して生じた事故についても補償対象となります。ただし、災害救助法の適用地域と認定された市町村(特別区を含みます。)の区域内およびこれらに隣接する市区町村の区域内の事故にかぎります。

●熱中症(日射または熱射)による事故も対象になります。

(賠償事故について)

次に掲げる事故(以下、「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下、「損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。

①他人の身体の障害または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損

②ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取(詐欺を含みます。)

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができるないおそれのある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾患または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑦頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見(※)のないもの ⑧自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はんロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩次に掲げるボランティア活動を行っている間の事故 ・海難救助ボランティア活動(海難救助ボランティアとは「海難にあった船舶または積み荷を救助することに関するボランティア活動」を指す。) ・山岳救助ボランティア活動(山岳救助ボランティアとは「ピッケル・ザイルを伴う山岳登山はんを伴うボランティア活動」を指す。) ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ・チーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	⑪職業または職務に從事している間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	⑫次に掲げるボランティア活動を行っている間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ② $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10\text{(倍)}$ ③ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5\text{(倍)}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	・海難救助ボランティア活動(海難救助ボランティアとは「海難にあった船舶または積み荷を救助することに関するボランティア活動」を指す。) ・山岳救助ボランティア活動(山岳救助ボランティアとは「ピッケル・ザイルを伴う山岳登山はんを伴うボランティア活動」を指す。) ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ・チーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に對しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、軟部損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑬職業または職務に從事している間の事故 (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金】担保特約条項】

特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または二類感染症をいいます。2021年5月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(丙型肝炎がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
(2) 賠償 事故	<p>日本国内で、次に掲げる事由に起因して被保険者（加入者本人とその監督義務者）が法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用など）の合計金額をお支払いします。（自己負担額はありません。）ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。</p> <p>(1) 身体・財物事故 次の事由に起因する偶然な事故により他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えた場合 ①ボランティア活動中に発生した偶然な事由 ②ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事由 ③ボランティア活動の結果に起因する偶然な事由 ④ボランティア活動の結果に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐欺を含みます。）</p> <p>(2) 人格権侵害 次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p> <p>(3) 宣伝障害 生産物または仕事の宣伝に関する次の①から③のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p>	<p>①契約者、被保険者の故意に起因する賠償責任 ②地震、噴火または津波に起因する賠償責任 ③戦争、外国の武力行使、暴動などに起因する賠償責任 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ⑤被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子に対する事故 ⑥心神喪失に起因する賠償責任 ⑦被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 ⑧航空機、自動車または銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑨被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する賠償責任 ⑩被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次に掲げる業務遂行に起因する賠償責任 ・人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防 ・医薬品または医療器具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示 ・はり師、柔道整復師などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術に起因する賠償責任など</p> <p>〈人格権侵害〉特有の事故 ①被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任 ②最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その後続または反復として行われた不当行為に起因する賠償責任 ③不実であることを知りながら、被保険者が行った不当行為に起因する賠償責任など</p>
(3) 救援者 費用	<p>(1) 保険金をお支払いする場合 被保険者（加入者）が保険期間内のボランティア活動中に次のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。</p> <p>①被保険者が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合は遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合 ③急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の緊急な搜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ④事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日をふくめて180日以内に死亡した場合は継続して14日以上入院した場合</p> <p>(2) お支払いする保険金は、加入者（被保険者）または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて保険金額を限度とします。</p> <p>①捜索救助費用 ②現地^(※)に赴く被保険者の親族（代理人を含みます。）の往復交通費（2名分まで）、現地^(※)および現地までの往復行程での宿泊料（2名分までかつ1名につき14日分まで） ③死亡した被保険者の現地^(※)からの移送費用。ただし、被保険者が払い戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃を差し引いてお支払いします。 ④諸雑費（被保険者の親族の交通費、通信費、被保険者の遺体処理費等、3万円限度） ※「現地」とは事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 (注) 被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索または救助活動が終了した後に現地に赴く親族（代理人を含みます。）にかかる費用は除きます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科手術その他の医療処置 ⑥地震、噴火またはこれらによる津波 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによるもの ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、リューティ、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑩次に掲げるボランティア活動を行っている間の事故 ・海難救助ボランティア活動（海難救助ボランティアとは「海難にあった船舶または積み荷を救助することに専念するボランティア活動」を指す。） ・山岳救助ボランティア活動（山岳救助ボランティアとは「ピッケル・ザイルを伴う山岳登攀はんを伴うボランティア活動」を指す。） ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ・チーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 ⑪職業または職務に従事している間の事故</p> <p>など</p>

9 ご加入に際して、ご注意していただきたいこと

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる加入者人数につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は日本赤十字社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

9 ご加入に際して、ご注意していただきたいこと

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合でその事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

●重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行つたために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

10 事故発生後の対応について

万一事故が発生した場合は、日本赤十字社の支部または施設までご通知のうえ以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

　　①事故発生の日時、場所、事故の状況 被害者の住所・氏名・名称　②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称　③損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送との他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談代行を行うことはできません。

●訴訟になった場合、必要と認められる訴訟費用や弁護士報酬をお支払します（事前に損保ジャパンの承認が必要です）。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必 要 と な る 書 類	必 要 書 類 の 例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカー・修理業者などからの原因調査報告書 等
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真・領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等 営業状況を示す帳簿（写） ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の 場合 診断書、入院通院中告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収 票、災害補償規定、補償金受領書 等
④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥ 被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査　④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合　　日本赤十字社の支部または施設は、事故が起きた場合には、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】　平日夜間、土日祝日の場合は、左記事故サポートセンターへご連絡ください。
　　0120-727-110　受付時間　平日／午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）24時間
　　※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

11 日本赤十字社支部一覧

都道府県	郵便番号	所 在 地	電話番号
北海道支部	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126
青森県支部	030-0861	青森市長島1-3-1	017-722-2011
岩手県支部	020-0831	盛岡市三本柳6地割1-10	019-638-3610
宮城県支部	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17(県仙台合同庁舎)	022-271-2251
秋田県支部	010-0922	秋田市旭北栄町1-5(県社会福祉会館)	018-864-2731
山形県支部	990-0023	山形市松波1-18-10	023-641-1353
福島県支部	960-1197	福島市永井川字北原田17	024-545-7997
茨城県支部	310-0914	水戸市小吹町2551	029-241-4516
栃木県支部	320-8508	宇都宮市若草1-10-6(とちぎ福祉プラザ内)	028-622-4326
群馬県支部	371-0833	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636
埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7117
千葉県支部	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531
東京都支部	169-8540	新宿区大久保1-2-15	03-5273-6741
神奈川県支部	231-8536	横浜市中区山下町70-7	045-681-2123
新潟県支部	951-8127	新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	025-231-3121
富山县支部	930-0821	富山市飯野26-1	076-451-7878
石川県支部	920-8201	金沢市鞍月東2-48	076-239-3880
福井県支部	918-8011	福井市月見2-4-1	0776-36-3640
山梨県支部	400-0062	甲府市池田1-6-1	055-251-6711
長野県支部	380-0836	長野市南県町1074	026-226-2073
岐阜県支部	500-8601	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
静岡県支部	420-0853	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
愛知県支部	461-8561	名古屋市東区白壁1-50	052-971-1591
三重県支部	514-0004	津市栄町1-891(県合同ビル2階)	059-227-4145
滋賀県支部	520-0044	大津市京町4-3-38 1階	077-522-6758
京都府支部	605-0941	京都市東山区三十三間堂廻り町644	075-541-9326
大阪府支部	540-0008	大阪市中央区大手前2-1-7	06-6943-0705
兵庫県支部	651-0073	神戸市中央区臨浜海岸通1-4-5	078-241-9889
奈良県支部	630-8133	奈良市大安寺1-23-2	0742-61-5666
和歌山县支部	640-8137	和歌山市吹上2-1-22	073-422-7141
鳥取県支部	680-0011	鳥取市東町1-271(県庁第2庁舎)	0857-22-4466
島根県支部	690-0873	松江市内中原町40	0852-21-4237
岡山県支部	700-0823	岡山市北区丸の内2-7-20	086-221-9595
広島県支部	730-0052	広島市中区千田町2-5-64	082-241-8811
山口県支部	753-0094	山口市野田172-5	083-922-0102
徳島県支部	770-0044	徳島市庄町3-12-1	088-631-6000
香川県支部	760-0017	高松市番町1-10-35(県社会福祉総合センター内)	087-861-4618
愛媛県支部	790-0854	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
高知県支部	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45(総合あんしんセンター1階)	088-872-6295
福岡県支部	815-8503	福岡市南区大楠3-1-1	092-523-1171
佐賀県支部	840-0843	佐賀市川原町2-45	0952-25-3108
長崎県支部	852-8104	長崎市茂里町3-15	095-846-0680
熊本県支部	861-8039	熊本市東区長嶺南2-1-1	096-384-2100
大分県支部	870-0033	大分市千代町2-3-31	097-534-2236
宮崎県支部	880-0802	宮崎市別府町3-1	0985-22-4045
鹿児島県支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-252-0600
沖縄県支部	902-0076	那霸市与儀1-3-1(複合管理棟5階)	098-835-1177

(2021年6月1日現在)

12 加入手続きと保険料のお支払い

支部または施設を通して、加入手続きを行い、保険料をお支払いいただきます。
詳しくは各支部または各施設の担当者にお問い合わせください。

《申込締切日》 2021年8月31日（中途申込は随時可能です。）

13 事故のご連絡

**事故にあわれたら、ただちに支部または施設までご連絡ください。
支部または施設から損保ジャパンに連絡します。**

※事故の日から30日以内に損保ジャパンへの事故通知がない場合には、保険金が支払われない場合があります。

（ご連絡のご対応については、「10.事故発生後の対応について」をご参照ください。）

■保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕 0570 022808 〈通話料有料〉

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

インターネットホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

**日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部
ボランティア活動推進室 青少年・ボランティア課**

【日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp>】

<お問い合わせ先>

《引受保険会社》

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-5113

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

《取扱代理店》

株式会社 日赤振興会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-3

電話 03-3437-7519

（受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで）

■このパンフレットは概要を説明したものです。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。